

2026年4月24日

不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書

不動産投資信託証券発行者名

アドバンス・レジデンス投資法人

代表者名 執行役員 樋口 達

(コード : 3269)

問合せ先 TEL. 03-3518-0480

資産運用会社名

伊藤忠リート・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 東海林 淳一

1. 基本情報

(1) コンプライアンスに関する基本方針

<コンプライアンス基本方針>

① 社会からの信頼の確立

アドバンス・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）及び本投資法人の資産運用を受託している伊藤忠リート・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、社会的責任と公共的使命を十分踏まえ、健全な業務運営を通じて経済・社会の発展に寄与することにより、広く社会全体からの信頼を確立していきます。

② 法令等の厳格な遵守

本投資法人及び本資産運用会社は、社会的信頼の確立が存立基盤であることを認識し、法令等を厳格に遵守し、社会規範にもとることなく企業活動を遂行します。

<運用体制>

本資産運用会社では、コンプライアンス体制の確立を目的として、以下の通り厳格な運用を行っています。

① 内部規程・マニュアル等の整備及び役職員への周知徹底

- ・コンプライアンス規程
- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・コンプライアンス・プログラム

② コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・リスクマネジメント室の設置

コンプライアンス全般の統括者として「コンプライアンス・オフィサー」を設置し、コンプライアンス全般の推進及び関連事務を統括する部署として「コンプライアンス・リスクマネジメント室」を設置しています。同室は、コンプライアンス全般の推進の他、コンプライアンス・オフィサーと連携して投資法人資産運用リスクその他の広範なリスクを管理しています。具体的には、リスク管理規程及びリスク管理基準に基づき、次のPDCAサイクルを継続的に実施することによりきめ細かいリスク管理を行っています。

- (イ) 取引執行部門（住宅事業本部、私募事業本部及びエンジニアリング事業本部）及び取引事務部門（総務管理本部及び財務経理本部）が、それぞれ対象となるリスクを自主評価します。
- (ロ) コンプライアンス・リスクマネジメント室は、取引執行部門及び取引事務部門による自主評価結果をとりまとめ、分析、モニタリングを行うとともにリスク対応策の改善等について必要な指示を行います。
- (ハ) 内部監査室は、コンプライアンス・リスクマネジメント室による分析・モニタリングの結果について同室と協議を行い、協議結果を有効に反映した内部監査を行います。

③ 内部監査室の設置

業務量の増加や業務内容の多様化に的確に対応できる監査態勢の維持・強化を目的として「内部監査室」を設置し、コンプライアンス・リスクに係る事項を含む本資産運用会社の全ての業務を対象とした内部監査を実施しています。

④ コンプライアンス委員会の設置

構成メンバーに外部委員（弁護士）を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、内部規程で定める重要議案や、コンプライアンス・オフィサーが必要と認める事項の審議を行っています。

⑤ 物件取得時における法的調査（デュー・ディリジェンス）の実施

新規物件の取得に際しては、公正且つ調査能力・経験のある第三者による法的調査を実施し、関係法規との適合状況を検証しています。

(2) 投資主の状況

2026年1月31日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口数 (口)	比率 (%) (注)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	該当事項はありません。	703,944	24.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	該当事項はありません。	448,095	15.71
野村信託銀行株式会社 (投信口)	該当事項はありません。	139,217	4.88
STICHTING PENSIOEN FONDS ZORG EN WELZIJN	該当事項はありません。	111,856	3.92
伊藤忠商事株式会社	本資産運用会社の発行済株式総数の100.00%を保有。本投資法人設立時に出資。本投資法人と本資産運用会社との間で優先交渉等に関する覚書を締結。	69,600	2.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	該当事項はありません。	43,149	1.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	該当事項はありません。	41,421	1.45
JP MORGAN CHASE BANK 385781	該当事項はありません。	38,637	1.35
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	該当事項はありません。	36,533	1.28
SMB C日興証券株式会社	該当事項はありません。	35,001	1.23
上位10名合計		1,667,453	58.46

(注) 比率とは、発行済投資口数に対する所有投資口数の割合をいいます。

小数第3位を四捨五入して記載しているため、各数値の合計は上記表中の合計と必ずしも一致しません。

(3) 資産運用会社の大株主の状況

2026年4月24日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	株数 (株)	比率 (%) (注)
伊藤忠商事株式会社	本投資法人及び本資産運用会社との間で優先交渉権等に関する覚書を締結。	6,000	100.00
合計		6,000	100.00

(注) 比率とは、発行済株式数に対する所有株式数の割合をいいます。

(4) 投資方針・投資対象

本書と同日付にて提出の第31期有価証券報告書記載の通り

(5) 海外不動産投資に関する事項

① 海外不動産への投資姿勢

現在、海外不動産投資を行う予定はありません。

(6) スポンサーに関する事項

① スポンサーの企業グループの事業の内容

伊藤忠グループの概要につきましては、伊藤忠商事株式会社の第101期（2024年4月1日～2025年3月31日）有価証券報告書「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」及び「第一部 企業情報 第1 企業の概況 4 関係会社の状況」をご参照下さい。

② スポンサーの企業グループとの物件供給や情報提供に係る契約等の状況

<物件の供給・情報提供に係る契約締結先>

本投資法人は下記諸契約を承継しています。

契約締結先	契約名	契約の内容（骨子）
伊藤忠商事株式会社	2005年10月20日付 「優先交渉権等に関する覚書」	同社が、本投資法人の投資方針及び投資基準に合致する不動産等を売却しようとする場合、本資産運用会社を通じて本投資法人に対して、優先的にその売却を申し入れるものとし、本投資法人がその取得を希望し一定期間中に当事者間で売却条件に達した場合には、本投資法人に対して売却するものとする。
伊藤忠都市開発株式会社	2005年10月20日付 「優先交渉権等に関する覚書」	同社が、本投資法人の投資方針及び投資基準に合致する不動産等を売却しようとする場合、本資産運用会社を通じて本投資法人に対して、優先的にその売却を申し入れるものとし、本投資法人がその取得を希望し一定期間中に当事者間で売却条件に達した場合には、本投資法人に対して売却するものとする。
株式会社センチュリー 21・ジャパン	2005年10月20日付 「加盟店による不動産情報提供に関する覚書」	同社が不動産業者加盟店のネットワークを利用して入手した物件の情報提供を受ける。

なお、上記契約締結先と本投資法人との投資対象の棲み分け又は重複の状況は以下の通りです。

契約締結先	棲み分け又は重複の状況
伊藤忠商事株式会社	賃貸住宅については開発が主業務であり、原則として、長期保有する方針はとっていません。
伊藤忠都市開発株式会社	不動産開発が主業務であり、原則として、賃貸住宅を長期保有する方針はとっていません。
株式会社センチュリー 21・ジャパン	加盟店は不動産仲介が主業務であり、原則として、賃貸住宅を長期保有する方針はとっていません。

本資産運用会社は、本投資法人のほか、投資対象を特定の用途に係る不動産に限定しない総合型のアドバンス・プライベート投資法人（以下「ADP」といいます。）の資産運用業務を受託しています。本資産運用会社が運用を行う投資法人のうち、賃貸住宅を主な投資対象とする本投資法人とADPの投資対象には賃貸住宅が含まれるため、物件取得機会の競合が生じる可能性があります。そのため、本資産運用会社においては、「資産取得の検討順位に関する規程」に則って優先検討順位を定めるとともに、コンプライアンス・オフィサーを含む「投資情報検討会議」を設置し、優先検討順位を確認することにより、各投資法人間における利益相反を防止することとします。なお、物件情報に係る各投資法人間の優先順位については、「2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等（3）利益相反取引への取組み等 ①利益相反取引への対応方針及び運用体制（ハ）資産取得の検討順位に関する規程」をご参照ください。

2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等

(1) 投資法人

① 投資法人の役員状況（2026年4月24日現在）

役職名	氏名	主要略歴
執行役員	樋口 達	本書と同日付にて提出の第31期有価証券報告書記載の通り
監督役員	小林 覚	本書と同日付にて提出の第31期有価証券報告書記載の通り
監督役員	金山 藍子	本書と同日付にて提出の第31期有価証券報告書記載の通り
監督役員	小峰 光	本書と同日付にて提出の第31期有価証券報告書記載の通り

役職名	氏名	主要略歴
補欠執行役員	工藤 勲	1994年4月 株式会社ケン・コーポレーション 入社 2006年7月 パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社 入社（注2） 2010年3月 本資産運用会社 入社（注3） アセットマネジメントチーム長 2012年4月 同 資産運用部長 2017年4月 同 運用本部長代行 2018年4月 同 資産事業本部長代行 2018年6月 同 取締役資産事業本部長代行 2019年4月 同 取締役第一資産事業本部長 2022年6月 同 執行役員 住宅事業本部担当 住宅事業本部長 2025年6月 同 常務執行役員 住宅事業本部担当 住宅事業本部長 2026年4月 同 常務執行役員 住宅事業本部管掌 住宅事業本部長（現任）

（注1）現任以外の主要略歴の記載に関しては、原則として在籍時の旧称に統一して記載しています。

（注2）本資産運用会社は、2010年3月1日付でパシフィックレジデンシャル株式会社（商号変更前のパシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社）を吸収合併しています。

（注3）本資産運用会社は、2022年6月1日付でADインベストメント・マネジメント株式会社から、伊藤忠リート・マネジメント株式会社に商号変更しています。

② 資産運用会社役職員と兼職する投資法人の役員の選任理由・兼職理由及び利益相反関係への態勢

氏名	資産運用会社の役職名	選任理由・兼職理由	利益相反関係への態勢
工藤 勲	常務執行役員 住宅事業本部管掌 住宅事業本部長	本投資法人の意思決定の大部分は本資産運用会社に委託され、本資産運用会社の判断において行われるため、本資産運用会社の執行役員が本投資法人の執行役員を兼務する場合には、より緊密な連携及び情報の共有化が可能となり、ひいては適切な機関運営が可能と判断するため。	本資産運用会社の内部規程（利害関係者との取引規程）に基づき、一定金額以上の利害関係者との取引については構成メンバーに外部委員（略歴については、2(3)②(ロ)に記載の通りです。）を加えたコンプライアンス委員会及び投資委員会での審議のみならず、執行役員1名及び監督役員3名で構成される投資法人役員会での承認が必要な体制としています。なお、投資法人役員会においては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第115条第1項並びに会社法第369条第1項及び第2項）において、決議について特別の利害関係を有する執行役員は決議に参加することができないこと及びその場合には当該執行役員の数は出席した執行役員及び監督役員の数に算入しないことが定められています。

③ その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等（前②に記載された内容を除く）
該当事項はありません。

(2) 資産運用会社

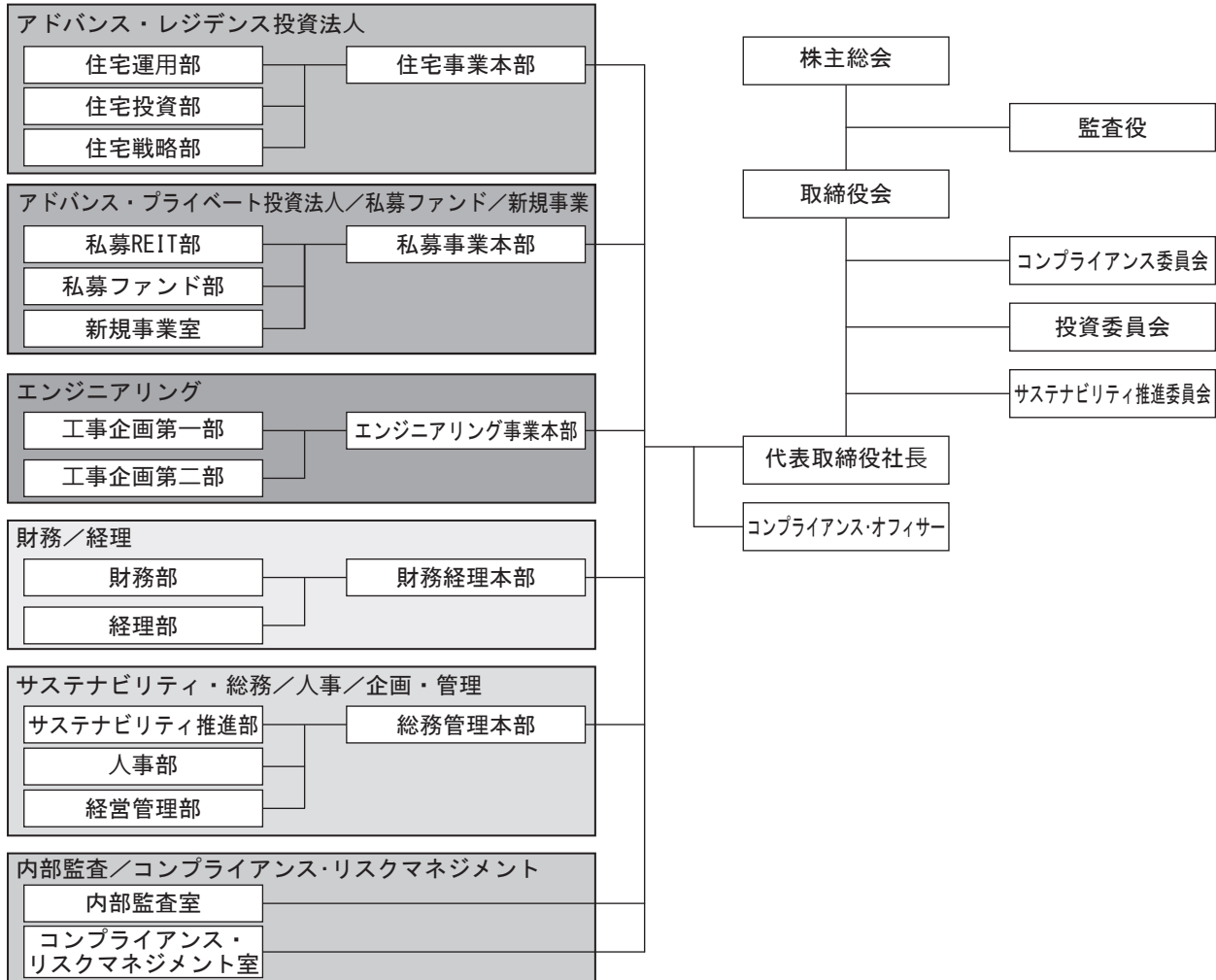
① 資産運用会社の役員状況 (2026年4月24日現在)

本書と同日付にて提出の第31期有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (4) 役員状況」をご参照ください。

② 資産運用会社の従業員状況 (2026年4月24日現在)

出向元	人数	出向元と兼務がある場合にはその状況
伊藤忠商事株式会社	4	無
伊藤忠都市開発株式会社	1	無
株式会社エルプラス	1	無
出向者計	6	—
出向者以外	81	—
資産運用会社従業員総数	87	— (役員は除かれています。)

③ 投資法人及び資産運用会社の運用体制
 (イ) 資産運用会社の組織図及び業務の概略



本資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。本資産運用会社の各種業務はコンプライアンス・リスクマネジメント室、内部監査室、総務管理本部、財務経理本部、住宅事業本部、私募事業本部及びエンジニアリング事業本部に分掌されますが、本投資法人の運用は主として住宅事業本部が担うこととなります。

また、投資運用等に関する審議及び決議を行う機関として投資委員会(注)を、コンプライアンス及びコンプライアンス態勢に関する審議又は決議を行う機関としてコンプライアンス委員会を、サステナビリティに係る方針及び目標の策定、気候変動に係る戦略計画の策定及びリスク管理、施策実績の確認を行う機関としてサステナビリティ推進委員会を設置します。

(注) 本資産運用会社における投資委員会は、本投資法人の投資運用等に関する事項の審議及び決議を行う投資委員会(ADR)とアドバンス・プライベート投資法人(ADP)の投資運用等に関する事項の審議及び決議を行う投資委員会(ADP)及び受託私募ファンドの投資運用等に関する事項の審議及び決議を行う投資委員会(受託私募ファンド)があります。以下、投資委員会(ADR)、投資委員会(ADP)及び投資委員会(受託私募ファンド)を個別に又は総称して「投資委員会」といいます。

(ロ) 各組織の業務の概略

a. 総務管理本部

i. 人事部

- (i) 本資産運用会社の人事企画、人事制度に関する事項
- (ii) 本資産運用会社の採用に関する事項
- (iii) 本資産運用会社の教育、人材育成に関する事項
- (iv) 本資産運用会社の労務管理に関する事項
- (v) 本資産運用会社の給与・福利厚生に関する事項
- (vi) 本資産運用会社の健康、衛生管理に関する事項
- (vii) 上記に付随する事項

ii. サステナビリティ推進部

- (i) 本資産運用会社の株主総会・取締役会等の機関運営に関する事項
- (ii) 本資産運用会社の総務に関する事項
- (iii) 本資産運用会社の情報管理に関する事項
- (iv) 監督官庁、各協会その他の諸団体への対応等に関する事項
- (v) 本資産運用会社が運用業務を受託した本投資法人及びADP(以下、本投資法人及びADPを総称して「受託投資法人」といいます。)の役員会、投資主総会の運営事務に関する事項
- (vi) 受託投資法人の資産保管会社との対応等に関する事項
- (vii) 受託投資法人の資産運用委託契約に関する事項

- (viii) 受託投資法人役員の業務補助に関する事項
- (ix) 本資産運用会社が投資一任契約又は投資助言契約等に基づき業務を受託したファンド（以下「受託私募ファンド」といいます。）の関係者との対応等に関する事項の補助
- (x) サステナビリティ関連の方針、戦略立案及び企画に関する事項
- (x i) サステナビリティ関連の調査分析に関する事項
- (x ii) サステナビリティ関連の評価の取得及び対応に関する事項
- (x iii) 環境認証等の取得及び対応、環境団体等への加入及び署名等に関する事項
- (x iv) サステナビリティ関連の管理全般に関する事項
- (xv) サステナビリティ推進委員会等の運営に関する事項
- (xvi) 本資産運用会社の広報に関する事項
- (xvii) 上記に付随する事項

iii. 経営管理部

- (i) システムの企画に関する事項
- (ii) システムの開発に関する事項
- (iii) システムの運用及び保守に関する事項
- (iv) 市場動向、制度法令等に係る調査・研究に関する事項
- (v) 受託投資法人の資産運用計画・資産管理計画書策定に関する事項
- (vi) 受託投資法人の損益の管理（予算管理等）に関する事項
- (vii) 本資産運用会社の経営企画・立案・推進に関する事項
- (viii) 上記に付随する事項

b. 財務経理本部

i. 財務部

- (i) 受託投資法人の資金調達計画案及び余資の運用計画案に関する事項
- (ii) 受託投資法人の資金調達（投資法人債発行及び借入等）に関する事項
- (iii) 受託投資法人の資金運用に関する事項
- (iv) 受託投資法人の財務に関する事項
- (v) 本資産運用会社のキャッシュマネジメントに関する事項
- (vi) 本資産運用会社の財務に関する事項
- (vii) 格付機関との渉外に関する事項
- (viii) 上記に付随する事項

ii. 経理部

- (i) 受託投資法人の経理・決算及び税務に関する事項
- (ii) 本資産運用会社の経理・決算及び税務に関する事項
- (iii) 受託投資法人の帳簿類の写しの保管に関する事項
- (iv) 本資産運用会社の帳簿類の保管に関する事項
- (v) 本資産運用会社の固定資産に関する事項
- (vi) 受託投資法人の開示書類策定業務
- (vii) 本資産運用会社の開示書類策定業務
- (viii) 受託私募ファンドの経理・決算及び税務に関する事項の補助
- (ix) 受託投資法人の計算・会計帳簿の作成・納税に関する事務
- (x) 上記に付随する事項

c. 住宅事業本部

i. 住宅投資部

- (i) 本投資法人に係る新規投資計画の策定に関する事項
- (ii) 本投資法人に係る運用資産の処分計画の策定に関する事項
- (iii) 本投資法人による新規投資及び運用資産の処分の実行
 - ① 新規投資のための情報収集、取得の可否、取得価格及び取得交渉、並びに取得に関する契約締結に関する事項
 - ② 運用資産の処分のための処分価格、処分代り金の使途、処分交渉、及び処分に関する契約締結に関する業務
- (iv) 本投資法人の資産運用に係る基本的な投資方針・基準に関する事項
- (v) 本資産運用会社が新規投資のために収集した情報の管理及び投資情報検討会議の運営に関する事項（ただし、いずれも本投資法人の投資対象資産にかかるものに限ります。）
- (vi) 上記に付随する業務

ii. 住宅運用部

- (i) 本投資法人に係る運用資産の運営管理に関する事項（リーシング施策等を除きます。）
- (ii) 本投資法人の運用資産に係る建物管理に関する事項
- (iii) 本投資法人の修繕に係る予算策定及び実績管理に関する事項（日常修繕に限ります。）
- (iv) 本投資法人の運用資産に係る各種契約締結に関する事項
- (v) 本投資法人の運用資産に係るブランド戦略に関する事項
- (vi) 本投資法人の資産運用のための個別不動産に関する市場性、評価に関する事項（継続鑑定評価に限ります。）

(vii) 上記に付随する業務

iii. 住宅戦略部

- (i) 本投資法人の経営企画・立案・推進に関する事項
- (ii) 本投資法人の運用資産に係る全体の収支、経営指標管理及び活動報告に関する事項
- (iii) 本投資法人の個別の運用資産に係る運営管理計画の策定及び活動報告に関する事項
- (iv) 本投資法人の運用資産に係る運営管理のうち、リーシング施策等に関する事項
- (v) 個別不動産に関する市場性、評価に関する事項（継続鑑定評価を除きます。）
- (vi) 本投資法人が取得を検討する資産の調査・評価支援に関する事項
- (vii) 本投資法人のインベスター・リレーションズ及び広報に関する事項
- (viii) 本投資法人のディスクロージャーに関する事項
- (ix) 本投資法人の資本に関する事項
- (x) 本投資法人の運用資産のうち、有価証券の議決権行使等に関する事項
- (xi) 上記に付随する業務

d. 私募事業本部

本投資法人の資産運用には関わらないため、業務概要は省略します。

e. エンジニアリング事業本部

i. 工事企画第一部

- (i) 運用資産の修繕に係る予算策定及び実績管理の補助（日常修繕を除く）
- (ii) 運用資産に係る共用部工事の企画・管理に関する事項
- (iii) 工事関連コンサルティング及びこれらに付随するプロジェクト業務
- (iv) 運用資産に係る技術的支援に関する事項
- (v) 運用資産に係る遵法性・安全性確保に関する事項
- (vi) 上記に付随する業務

ii. 工事企画第二部

- (i) 運用資産の専有部工事に係る予算策定及び実績管理の補助
- (ii) 運用資産に係る専有部工事の企画・管理に関する事項
- (iii) 工事関連コンサルティング及びこれらに付随するプロジェクト業務
- (iv) 運用資産に係る技術的支援に関する事項

- (v) 運用資産に係る遵法性・安全性確保に関する事項
- (vi) 上記に付随する業務

f. コンプライアンス・リスクマネジメント室

- (i) コンプライアンス委員会で決議された法令その他規則の遵守に必要な処置に関する取り組み方針の推進・実行
- (ii) コンプライアンス委員会の事務局
- (iii) 国内及び国外の法規制状況の把握及び本資産運用会社内における連絡・徹底
- (iv) コンプライアンスに関する役職員の指導・研修
- (v) 苦情・トラブル・コンプライアンス違反行為に対する協議・対応（内部監査の結果に基づく業務の改善に関する事項を含みません。）
- (vi) 個別案件に関するコンプライアンス上の問題の有無等の調査・報告
- (vii) リスク管理状況に関する審査・改善指導・報告
- (viii) 反社会的勢力への対応の総括
- (ix) 社内規程・規則等の策定及び改廃の審査
- (x) 決裁事項の審査
- (xi) コンプライアンス・オフィサーとの連携
- (xii) 上記に付随関連する本資産運用会社のコンプライアンス及びリスク管理のために必要となる事項

g. 内部監査室

- (i) 内部監査計画の立案
- (ii) 決定事項及び契約書、規程、規約、マニュアル、報告書、資料、広告宣伝物等に関する法令その他規制の遵守状況の監査
- (iii) 各部における業務の内部監査・報告
- (iv) 監査結果に基づく改善指示及び助言
- (v) 監査役監査及び公認会計士監査との協力

h. コンプライアンス・オフィサー

- (i) コンプライアンス関連全般の統括
- (ii) リスク管理全般の統括
- (iii) コンプライアンス委員会招集・議事統括
- (iv) 決裁事項の審査
- (v) 内部監査室との連携
- (vi) コンプライアンス・リスクマネジメント室との連携

(ハ) 各委員会の概要

a. 投資委員会

委員	代表取締役社長（委員長）、住宅事業本部管掌執行役員（管掌執行役員には、担当執行役員を含みます。以下同じです。）、総務管理本部管掌執行役員、財務経理本部管掌執行役員、住宅事業本部長、総務管理本部長、財務経理本部長、コンプライアンス・オフィサー、本投資法人の投資運用にかかる重要な使用人及び外部委員（注）
審議内容	i. 本投資法人に関する運用方針（運用ガイドラインの策定及び修正、年度資産運用計画書の作成及び変更、中期資産運用計画書の作成及び変更等）に関する事項 ii. 本投資法人に係る資産の取得及び処分に関する事項のうち、賃貸住宅等の1件20億円（取引価格を指し、取引に付随する費用は含みません。以下本a.において同じです。）以上の取引（運用ガイドラインに定める容認取引に関する事項を含みます。） iii. 本投資法人に係る資産の取得及び処分に関する事項のうち、資産運用計画における当期純利益に5%以上の影響を与える取引 iv. 本投資法人に係る資産の取得及び処分に関する事項のうち、第三者から鑑定評価額を超える価格での取得、又は第三者へ鑑定評価額を下回る価格での売却 v. 本投資法人に係る運用業のうち、利害関係者との取引（後記 2(3)①(ロ)に定義します。以下同じです。）に関する事項（ii.乃至iv.に定める事項を除きます。） vi. 本投資法人の資金調達に関する事項（資金の借入、新投資口予約権の無償割当てに関する事項、受託投資法人が有する自己の新投資口予約権の消却、自己投資口の取得に関する事項（自己投資口の消却又は処分の決定を含みます。））に限ります。） vii. i からviに定めるもののほか、本資産運用会社の内部規程類に定める事項
審議方法等	委員の3分の2以上が出席し、コンプライアンス・オフィサーが同席の上、出席委員の3分の2以上の賛成により決議します。ただし、委員長及び外部委員の賛成を必ず要するものとします。なお、外部委員が、事故・疾病その他の事由によりやむを得ず投資委員会への出席ができない場合には、代表取締役社長は、当該外部委員と同等の知識を有すると認められる者を、外部委員の代行者として、投資委員会へ出席させることができます。また、代表取締役社長が出席できない場合には、コンプライアンス・オフィサーを当該投資委員会における委員長とします。

（注）本書の日付現在、外部委員には、不動産鑑定士1名が就任しています。

b. コンプライアンス委員会

委員	代表取締役社長、コンプライアンス・オフィサー（委員長）、総務管理本部長及び外部委員（注）
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> i. 受託投資法人及び受託私募ファンドに係る運用のうち、利害関係者との取引に関する事項 ii. 受託投資法人に係る運用における利害関係者以外を相手方とする資産の取得及び処分のうち、運用ガイドラインに定める容認取引に関する事項 iii. 受託投資法人及び受託私募ファンドに係る運用における利害関係者以外を相手方とする取引のうち、i. 又はii. に準ずる取引として、コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会での審議が必要であると判断した取引に関する事項 iv. 受託投資法人の資金の借入れ（基本合意契約、個別タームローン契約、極度ローン基本契約等を含み、極度ローン内の個別ローン契約は除きます。）に係る、利害関係者との取引のうち利益相反に関する事項 v. 本資産運用会社の苦情等処理規程の定めに従い、コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会での審議・決議が必要であると判断した苦情等への対応方針及び同種の苦情等の再発防止策に関する事項 vi. 受託投資法人に係る運用に関する運用方針（運用ガイドラインの策定及び変更、年度資産運用計画書の作成及び重要な方針の変更、中期資産運用計画書の作成及び重要な方針の変更等） vii. コンプライアンス・マニュアルの策定及び変更に関する事項 viii. コンプライアンス・プログラムの策定に関する事項 ix. 社内諸規程等（本資産運用会社の規程類管理規程に定めるものをいいます。）の制定案及び改廃案のうち、コンプライアンスに関する事項 x. 社内のコンプライアンス及びコンプライアンス態勢に関する事項 xi. i から x までに定めるもののほか、本資産運用会社の他の内部規程類に定める事項 xii. その他コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会での審議が必要であると判断した事項
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・オフィサーがこれを招集し、議事を統括します。 ・コンプライアンス委員会の開催にあたっては、委員の3分の2以上の出席を要するものとします。ただし、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員は必ず出席するものとします。外部委員が、事故・疾病その他の事由によりやむを得ず委員会への出席ができない場合には、代表取締役社長は、当該外部委員と同等の知識等を有すると認められる者を代行者として選任し、その任に当らせることができます。 ・コンプライアンス委員会の審議又は決議は、出席委員全員の賛成意見一致によるものとします。また、委員長は、当該審議の経過及び結果について、投資委員会及び取締役会に報告をします。

（注）本書の日付現在、外部委員には、弁護士1名が就任しています。

c. サステナビリティ推進委員会

委員	代表取締役社長（委員長）、各本部管掌執行役員、住宅事業本部長、私募事業本部長、エンジニアリング事業本部長、総務管理本部長、財務経理本部長、内部監査室長、コンプライアンス・リスクマネジメント室長、コンプライアンス・オフィサー及びサステナビリティ推進部長
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> i. サステナビリティに関する方針、目標・KPIの策定及び中長期計画・年度計画の策定 ii. 気候変動及び自然資本に係る戦略計画の策定及びリスク管理 iii. サステナビリティ関連規程類の制定及び改廃 iv. サステナビリティ関連規程類に基づく重要な施策決定 v. 前各号に定めるもののほか、委員長が委員会での協議が必要であると判断した事項
協議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、必要に応じて外部専門家を招聘することができます。 ・委員長は、委員会における協議に必要と認めた場合は、議題に関係ある業務を担当する者、その他相当と認める者を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができます。 ・サステナビリティに係る具体的な目標や施策の立案は委員会が行い、代表取締役の決裁を受けます。 ・委員会は、取締役会及び投資法人役員会に対してサステナビリティに係る目標や施策の進捗状況を年1回以上報告します。

(3) 利益相反取引への取組み等

① 利益相反取引への対応方針及び運用体制

(イ) 法令に基づく制限

<利益相反取引の制限>

法令は、資産運用会社に対し、その親法人等又は子法人等が関与する以下の行為を禁止しています（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）第42条の2第1号、第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）第130条第2項）。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい（金融商品取引法第31条の4第3項）、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます（金融商品取引法第31条の4第4項）。

- a. 当該金融商品取引業者が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第42条の2第1号）。ただし、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第128条各号に定めるものを除きます。
- b. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第1号）。
- c. 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金融商品取引法第44条の3第1項第2号）。
- d. 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第3号）。
- e. b. から d. までに掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令に定めるその他の行為（金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含みます。）第153条、投信法第223条の3第3項、投信法施行規則第267条）。

<利益相反のおそれがある場合の書面の交付>

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、運用の指図を行う投資信託財産、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本項において同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければならないものとされています（投信法第203条第2項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

<利害関係人等との取引の制限>

資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との有価証券の取得又は譲渡、有価証券の貸借、不動産の取得又は譲渡及び不動産の貸借（当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則で定めるものを除きます。）が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法人の同意を得なければならず、また、執行役員がかかる同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければなりません（投信法第201条の2）。

<資産の運用の制限>

登録投資法人は、①その執行役員又は監督役員、②その資産の運用を行う資産運用会社、③その執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、④当該資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間において次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはならないものとされています（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条、第117条、第118条）。

- a. 有価証券の取得又は譲渡
- b. 有価証券の貸借
- c. 不動産の取得又は譲渡
- d. 不動産の貸借
- e. 以下に掲げる取引以外の特定資産に係る取引

- i. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引（ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています。）
- ii. 商品の生産、製造、加工、採鉱、採取、製錬、精製その他これらに類する行為を自ら行うことに係る取引
- iii. 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引

<特定資産の価格等の調査>

資産運用会社は、特定資産（土地若しくは建物又はこれらに関する権利若しくは資産であって投信法施行令で定めるものに限り、以下、本項において「不動産等特定資産」といいます。）の取得又は譲渡が行われたときは、不動産等特定資産に係る不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であって利害関係人等でないものに行わせなければならないものとされています（ただし、当該取得又は譲渡に先立って当該鑑定評価を行わせている場合は、この限りではありません。）（投信法第201条第1項）。

また、資産運用会社は、不動産等特定資産以外の特定資産（投信法施行規則第22条に定められた指定資産を除きます。）の取得又は譲渡等の行為が行われたときは、投資法人、その資産運用会社（その利害関係人等を含みます。）及びその資産保管会社以外の者であって投信法施行令で定めるものに不動産等特定資産以外の特定資産（投信法施行規則第22条に定められた指定資産を除きます。）の価格等の調査を行わせなければならないものとされています（ただし、当該行為に先立って当該調査を行わせている場合は、この限りではありません。）（投信法第201条第2項）。

ここで、投信法施行令で定めるものとは、以下の者（投信法施行令に定める者を除きます。）をいいます（投信法施行令第124条）。

- a. 弁護士又は弁護士法人
- b. 公認会計士又は監査法人

なお、ここで規定する鑑定評価の実施及び価格等の調査は、利害関係人等以外の第三者との間で取引が行われた場合にも実施しなければなりません。

(ロ) 利害関係者との取引規程

本資産運用会社は、資産運用業務に関する取引を行う上で、自己又は利害関係者との取引に係る規定を大要以下の通り定めています。

<法令の遵守>

本資産運用会社は、利害関係者との間において、本投資法人の利益を害する取引又は不必要な取引を行わない。利害関係者との間で取引を行う場合は、投信法、投信法施行令、投信法施行規則及び利害関係者との取引規程の定めを遵守する。

<利害関係者>

利害関係者とは次の者をいう。

- a. 投信法第201条第1項に定める利害関係人等
- b. 本資産運用会社の議決権を保有するすべての株主（上記 a. に該当する者を除く。）及びその役員
- c. 本資産運用会社又は上記 a. b. のいずれかに該当する者が、①資産運用委託契約、投資一任契約若しくは投資助言契約等に基づき資産運用又は投資助言を行っていること、若しくは②過半の出資、匿名組合出資若しくは優先出資を行っていること、又は③本資産運用会社又は上記 a. b. のいずれかに該当する者の役職員がその役員の過半数を占めていること等により、その意思決定に重要な影響を及ぼし得る特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含む。）において規定する特定目的会社、合同会社、株式会社等を含む。）（上記 a. に該当する者を除く。）

<利害関係者との取引>

利害関係者との取引規程には、利害関係者との取引（取引金額1千万円未満の一回的取引及び年間総取引金額3千万円未満の継続的取引を除く。ただし、あらかじめ投資法人の同意を得なければならない取引として投信法第201条の2に定める取引（投信法施行規則第245条の2に定めるものを除きます。）は含む。）について以下の通り取引条件が規定されています。取引条件の検証にあたっては、法令や諸規則に定める基準を遵守した上で、通常と同様の取引と比較して本投資法人に不利益となることのないよう、コンプライアンス委員会において十分な検証を行います。

a. 物件の取得

- i. 本投資法人は、利害関係者から不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託受益権を取得する場合は、利害関係者でない不動産鑑定業者による鑑定評価額を超えて取得しません。ただし、鑑定評価額は、不動産そのものの価格を評価したものであり、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。
- ii. 上記 i. にかかわらず、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提として、一時的にSPCの組成を行う等して負担した費用については、鑑定評価額に加えて取得することができます。
- iii. 本投資法人が利害関係者からその他の特定資産を取得する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記 i. に準じます。

b. 物件の譲渡

- i. 利害関係者へ不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託受益権を譲渡する場合（信託受益権を保有する場合において、信託財産たる不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託受託者を通じて譲渡する場合を含みます。）は、利害関係者でない不動産鑑定業者による鑑定評価額未満では譲渡してはなりません。ただし、鑑定評価額は、不動産そのものの価格を評価したものであり、税金、譲渡費用、信託設定に要した費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。
- ii. 利害関係者にその他の特定資産を譲渡する場合は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記 a. の規定に準じます。

c. 物件の賃貸

利害関係者に本投資法人の保有する不動産を賃貸する場合（信託受益権を保有する場合において信託財産たる不動産を信託受託者を通じて賃貸する場合を含みます。）は、市場価格、周辺相場等を調査し、適正と判断される条件で賃貸します。

d. 不動産管理業務等の委託

- i. 利害関係者に本投資法人の保有する不動産に係る不動産管理業務等を委託する場合（信託受益権を保有する場合において信託財産たる不動産に係る不動産管理業務等を信託受託者を通じて委託する場合を含みます。）は、委託先については、実績、会社信用度等を調査するとともに、委託料については、複数の管理会社の受注価格及び内容と比較検討の上、市場水準、提供役務の内容、業務総量等を勘案し決定します。
- ii. 本投資法人が取得する不動産について、利害関係者が既に不動産管理業務等を行っている場合（信託受益権を取得する場合において、信託財産たる不動産について不動産管理業務等を行っている場合を含みます。）は、取得後も引き続き当該不動産に係る不動産管理業務等は当該利害関係者に委託することができ、委託料の決定については上記 i. に準じます。

e. 売買又は賃貸の媒介委託

- i. 利害関係者に不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託受益権の売買の媒介を委託する場合（信託受益権を保有する場合において、信託財産たる不動産、不動産の賃借権又は地上権の売買の媒介を信託受託者を通じて委託する場合を含みます。）は、委託先に支払う報酬は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。その後の改正を含みます。）（以下「宅建業法」といいます。）第46条に規定する報酬の範囲内とし、売買価格の水準、媒介の難易度等を勘案して決定します。
- ii. 利害関係者に本投資法人の保有する不動産の賃貸の媒介を委託する場合（信託受益権を保有する場合において信託財産たる不動産の賃貸の媒介を信託受託者を通じて委託する場合を含みます。）は、委託先に支払う報酬は、宅建業法第46条に規定する報酬の範囲内とし、賃料水準、媒介の難易度等を勘案して決定します。

f. 工事等の発注

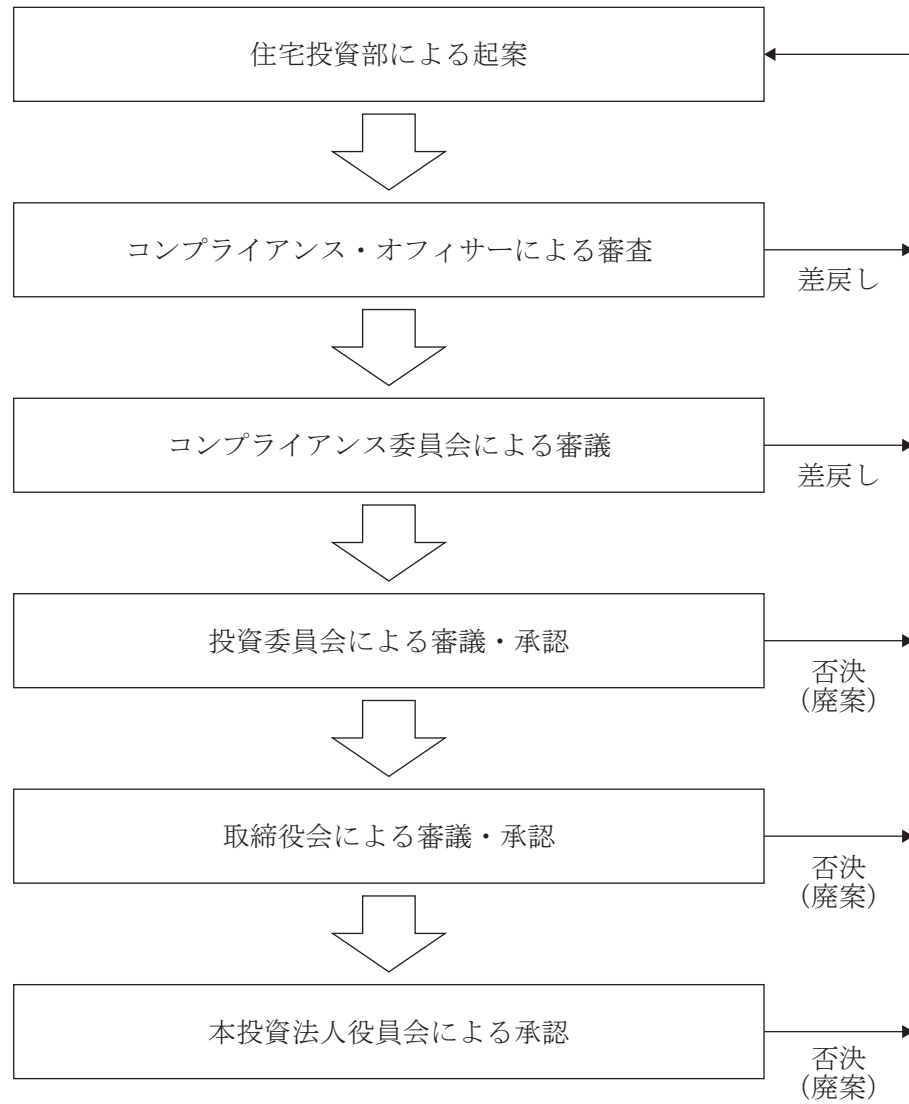
利害関係者に本投資法人の保有する不動産に係る工事等を発注する場合（信託受益権を保有する場合において、信託財産たる不動産の工事等を信託受託者を通じて発注する場合を含みます。）は、実績、会社信用度等を勘案の上、第三者の見積り価格及び内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で行います。

<利害関係者との取引に関する手続>

利害関係者と取引を行う場合、社内規程の定めに従い、当該取引内容について以下の手続を経るものとします。

- a. 起案部は、当該取引に係る稟議書を起案します。
- b. コンプライアンス・オフィサーは、当該稟議書の内容を精査の上、コンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス委員会において、当該取引を行うことの是非を審議します。かかる審議に際しては、必要に応じて外部の専門家から意見書等を徴求することができます。また、取得した意見書等は、資産取得の決定の一助として投資委員会に提出します。
- c. コンプライアンス委員会における審議の結果、出席委員全員の意見が当該審議事項に賛成することで一致した場合には、コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会に付議するとともに、コンプライアンス委員会での審議の経過及びその結果を投資委員会に報告します。
- d. 上記c. の審議の結果、出席委員全員の意見が当該審議事項に賛成することで一致しなかった場合には、コンプライアンス・オフィサーは、起案部に対し、その旨及び指摘事項を通知します。起案部は、当該指摘事項を検討し、議案である取引への取組みが妥当であると判断する場合にはその旨及び当該指摘事項に係る回答及び対策を、議案を取り下げる場合にはその旨を記載した回答書により速やかにコンプライアンス・オフィサーに回答します。コンプライアンス・オフィサーは、起案部から当該指摘事項及び対策が記載された回答書を受領したときは、回答書の内容を検討し、起案部と協議を行い、必要に応じてコンプライアンス委員会の委員の意見を聴取した上で、コンプライアンス委員会での審議の経過とその結果及びコンプライアンス委員会での指摘事項を投資委員会に報告するとともに、回答書を提出するものとします。この場合、投資委員会においては、回答書の内容も十分考慮の上、当該取引の是非につき審議を行います。また、回答書の内容が議案を取り下げる旨のものであったときは、コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス委員会にてその旨を報告します。
- e. 投資委員会における審議の結果当該審議事項が承認された場合、投資委員会の委員長は取締役会に対し、投資委員会における審議の経過及び承認内容の報告を行うとともに、当該審議事項を付議するものとします。
- f. 投資委員会の委員長は、上記e. の投資委員会及び取締役会の承認を得たときは、本投資法人の役員会に付議し、承認を得ます。
- g. 上記e. f. の定めにかかわらず、本投資法人に係る取引について、投資委員会及び取締役会の承認を停止条件とする場合、投資委員会及び取締役会に先行して本投資法人の役員会で承認することができるものとします。

<利害関係者取引における意思決定フロー図>



<本投資法人への報告>

本資産運用会社の指図に基づき、本投資法人が本資産運用会社若しくはその取締役、本資産運用会社が資産の運用を行う他の投資法人、本資産運用会社が運用の指図を行う投資信託財産又は利害関係人等その他投信法施行令で定める者との間において特定資産の売買その他投信法施行令に定める取引を行ったときは、投信法施行規則の定めに従い、当該取引に係る事項を記載した書面を、本投資法人又は本資産運用会社が資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限り、）、その他投信法施行令で定める者に対して交付します。

(ハ) 資産取得の検討順位に関する規程

本資産運用会社は、本投資法人の他に、ADP及び受託私募ファンド（以下、本投資法人、ADP及び受託私募ファンドを総称して「受託ファンド」といい、ADPと受託私募ファンドを総称して「他受託ファンド」といいます。）からも資産の運用を受託することがあります。本投資法人と他受託ファンドの投資対象には、それぞれ国内賃貸住宅が含まれ、重複する場合があります。

このため、本資産運用会社は、本投資法人の利益が害されることを防止すること、本投資法人と他受託ファンドとの間の利益相反を防止すること、並びに、本資産運用会社が適用法令及び資産運用委託契約の規定を遵守して業務を遂行することを確保することを目的として、以下のように運用体制を整備し、資産取得の検討順位に関する規程を定めています。

<資産運用部門の分離とサポート体制>

本資産運用会社は、本投資法人に係る資産運用に従事する住宅事業本部及び他受託ファンドに係る資産運用に係る私募事業本部の2部門を設け、各ファンドの資産運用について、原則として運用責任を明確にしています。また、前記2(2)③(ロ)に記載の通り、エンジニアリング事業本部、総務管理本部のサステナビリティ推進部及び財務経理本部の経理部が、他受託ファンドに係る資産運用に関する事項をサポートする体制となっています。

<資産取得の検討順位ルール>

前記の通り、本投資法人と他受託ファンドの投資対象には国内賃貸住宅が含まれるため、資産取得機会が競合し、本投資法人の利益が害される可能性や本投資法人と他受託ファンド間で利益相反が生じる可能性があります。本資産運用会社では、当該利益相反等に対処することを目的として資産取得の検討順位に関する規程を制定しました。優先検討順位に関する概要は以下の通りです。

a. 投資案件に係る情報（以下「投資情報」といいます。ただし、複数の受託ファンドにおいて投資対象と定めている資産に係る情報に限ります。）の管理

本資産運用会社が投資情報を入手したときは、当該投資情報に関する管理表を作成します。

当該投資情報の検討を進める場合、投資情報の検討を行う部署にて、当該投資情報に係る機密保持契約締結等の手続を行い、詳細情報を入力します。入手した詳細情報は、速やかに当該案件を投資対象資産とする受託ファンドの投資運用を所管する部署と共有することとします。入手した詳細情報につき、各受託ファンドの投資運用を所管する部署は、それぞれ検討を行うことができます。

b. 優先検討順位

投資情報の優先検討順位は、原則以下の通りとします。

- i. 賃貸住宅等（賃貸住宅、学生マンション、学生寮、シニア向け住宅（ヘルスケア施設）等、本投資法人が投資対象とする国内不動産等をいいます。以下同じです。）に係る優先検討権

賃貸住宅等に関しては、本投資法人に第一順位の優先検討権、ADPに第二順位の優先検討権、受託私募ファンドに第三順位の優先検討権を付与するものとします。

- ii. その他の用途の不動産等（オフィスビル、商業施設、ホテル、物流施設等をいい、賃貸住宅等に該当しない不動産等をいいます。以下同じです。）に係る優先検討権

その他の用途の不動産等に関しては、ADPに第一順位の優先検討権、受託私募ファンドに第二順位の優先検討権を付与するものとします。

- iii. 複合施設（二つ以上の異なる用途に供される不動産をいいます。以下同じです。）の不動産に係る優先検討権

(i) 投資情報が、賃貸住宅等及びその他の用途の不動産等の用途に供されている複合施設の場合、それぞれの用途に用いられる床面積が最も大きい不動産等に分類し、優先検討権を付与するものとします。

(ii) (i)の規定にかかわらず、当該複合施設の用途を床面積の大きさのみで判断した場合、適切な優先検討権の付与ができないおそれがあるとコンプライアンス・オフィサーが判断した場合、コンプライアンス・オフィサーは出席構成員と協議し、優先検討権を付与する受託ファンド及び優先検討順位を決定するものとします。

- iv. 底地（借地権が設定された土地をいいます。以下同じです。）に係る優先検討権

(i) 底地は、当該底地に建築され、かつ、当該底地に係る借地権を利用する施設ごとに優先検討権を付与するものとします。

(ii) 当該底地に建築され、かつ、当該底地に係る借地権を利用する施設が複数存在する場合には、下記vi. に準ずる方法により優先検討権を付与するものとします。

- v. 複数不動産等（二つ以上の不動産であって個別物件ごとの検討が不可能なものをいいます。以下同じです。）に係る優先検討権

(i) 賃貸住宅等及びその他の用途の不動産等のそれぞれに供されている床面積を比較し、いずれか大きい不動産等に分類します。

(ii) 上記(i)の規定に拘わらず、床面積の大きさのみで判断した場合、適切な優先検討権の付与ができないおそれがあるとコンプライアンス・オフィサーが判断した場合、コンプライアンス・オフィサーは出席構成員と協議し、優先検討権を付与する受託ファンド及び優先検討順位を決定するものとします。

vi. 適用対象外

以下(i)から(iv)までのいずれかの条件に該当する投資情報については、上記i. からv. までの適用対象外とします。

(i) 物件の売主（当該売主がファンドである場合、その投資家及び関係者を含みます。）又は仲介会社により物件の取得候補者を指定又は限定されており、その理由が合理的であると判断できる場合

(ii) 契約上の優先交渉権が付与されている場合や、覚書等に基づきウェアハウジング等により、物件の取得候補が指定又は限定されて

いる場合

(iii) 共有・区分所有・受益権の準共有等の理由により、既に権利を有している場合

(iv) 隣接する不動産等を既に所有している等、特殊な事情がある場合としてコンプライアンス・オフィサーが判断した場合

c. 検討順位の決定方法

受託ファンドの投資運用を所管する部署は、投資情報検討会議開催前に投資情報の検討を辞退する場合、辞退する旨及びその理由を記載した検討辞退書をコンプライアンス・オフィサーに確認の上、一元管理部署に提出するものとします。この場合、次順位又は検討辞退書を提出していない部署が所管する受託ファンドが優先的に検討を進めることができるものとします。

上記b. i. からvi. までに定める検討順位に従い優先検討権者が決定された場合、優先検討権者とされた受託ファンドの運用に係る「運用資産管理基準」等に従い、当該受託ファンドを購入主体とした購入意向表明書の提出手続を行うことができるものとします。購入意向表明書を提出した優先検討権者が売主より優先交渉権等を付与された場合、投資情報検討会議に報告することとします。

優先検討権者が決定されたものの、当該優先検討権者が何らかの事情で投資検討を断念した場合、次順位の優先検討権者が優先検討権を有することとします。優先検討権を付与された次順位の優先検討権者が、売主より優先交渉権等を付与された場合、当該次順位の優先検討権者に先行して検討することが可能であった受託投資法人の投資運用を所管する部署は、当該受託投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会に投資検討を断念した理由を報告することとします。

d. 投資情報検討会議の構成

i. 投資情報検討会議の構成員及び議長は、審議する投資情報に応じて、以下の通りとします。

(i) 賃貸住宅等の場合

コンプライアンス・オフィサー及び各受託ファンドの金融商品取引法施行令第15条の4第2号に定める使用人（以下「投資運用にかかる重要な使用人」といいます。）を構成員とし、本投資法人の投資運用にかかる重要な使用人のいずれか（原則として最上位者とします。）を議長とします。また、投資情報については「住宅投資部」を一元管理部署とします。

(ii) その他の用途の不動産等の場合

コンプライアンス・オフィサー、各受託ファンド（但し、本投資法人を除きます。）の投資運用にかかる重要な使用人のいずれか（原則として最上位者とします。）を構成員とし、ADPの投資運用にかかる重要な使用人を議長とします。また、投資情報については「私募REIT部」を一元管理部署とします。

(iii) 上記（i）乃至（ii）に該当しない又は不明瞭である場合

投資情報に含まれる不動産の種類に応じて、上記（i）及び（ii）に準じて、コンプライアンス・オフィサーが構成員、議長及び投資情報を一元管理する部署を指名するものとします。

(iv) 投資情報検討会議のオブザーバーとして、常勤監査役及び内部監査室長が参加するものとします。

ii. 各投資情報検討会議は構成員のうち、コンプライアンス・オフィサー及び対象となる受託ファンドの投資運用にかかる重要な使用人の出席により成立するものとします。

- iii. 構成員が投資情報検討会議に出席できない場合、構成員が指名し、コンプライアンス・オフィサーが承認した適切な出席者（以下「代理出席者」といいます。）が参加することで投資情報検討会議は成立するものとします。代理出席者は、議事録の記載内容を共有する等の方法により、欠席した構成員に投資情報検討会議の内容を報告するものとします。なお、やむを得ない事情により投資運用にかかる重要な使用人が欠席する場合で、欠席者と同一の受託ファンドの投資運用にかかる重要な使用人が欠席者の代理出席者として、かつ、構成員として投資情報検討会議に参加するときに限り、特段の手続を経ることを要しないものとします。
- iv. コンプライアンス・オフィサーが事前に承認した場合、議長が投資情報検討会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について構成員（欠席した構成員については、代理出席者）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案のとおり決定がなされたものとみなします。
- v. コンプライアンス・オフィサーは必要に応じてコンプライアンスに関する事項につき意見を述べることができます。また、構成員は、投資情報検討会議における審議に必要と認めた場合は、議題に関係ある業務を担当する者、その他相当と認める者を出席させ、その意見又は説明を求めることができます。

② 運用体制の採用理由

本投資法人の利益相反取引への対応として、投資法人役員会の承認を要する体制としている点が最大の抑止力となっています。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決をもって行うこととなっているため、本投資法人においては、執行役員及び監督役員（計4名）のうち2名以上が反対した場合、当該議案は廃案となります。また、本投資法人の執行役員が事故等により、本投資法人の執行役員としての職務を執行することができない場合には、本資産運用会社の執行役員が本投資法人の執行役員を兼任しますが、兼職による利益相反関係への態勢については上記2（1）②に記載の通りです。

また、本資産運用会社の内部規程（利害関係者との取引規程）で規定する利害関係者取引は、構成メンバーにコンプライアンス・オフィサー及び外部委員（コンプライアンス・オフィサー及び外部委員の詳細は後述）を含んだコンプライアンス委員会及び構成メンバーに外部委員を含んだ投資委員会の双方において審議される体制となっており、当該取引に関し投信法等の関連法規・内部規程等との適合性を検証する体制が確立されています。

なお、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員の詳細は以下の通りです。

(イ) コンプライアンス・オフィサー（2026年4月24日現在）

氏名	主要略歴	
永石 豪	1990年4月	株式会社ダイエー 入社
	1990年4月	株式会社ダイエー・リアルエステート 出向 専門店ビル事業部
	1992年4月	一般財団法人民間都市開発推進機構 出向 開発部 調査役
	1994年4月	株式会社ダイエー 総務本部法務部文書・契約審査課
	2002年4月	株式会社フォルクス 出向 総務人事本部総務部 課長
	2003年7月	オリックス株式会社 入社
	2003年7月	オリックス・アセットマネジメント株式会社 出向 社長室 シニアマネジャー
	2006年9月	同 リスク・コンプライアンス部長
	2011年10月	オリックス不動産株式会社 出向 法務チーム長
	2014年7月	オリックス株式会社 リスク管理本部営業法務部 課長 兼 不動産事業統括本部ミドルオフィスグループ 課長
	2016年7月	イトーピア・アセットマネジメント株式会社 入社 コンプライアンス・オフィサー 兼 内部監査室長
	2021年10月	本資産運用会社（注2） 入社 コンプライアンス・リスク管理室 室長代行
	2022年6月	同 コンプライアンス・リスク管理室長
	2023年1月	同 コンプライアンス・リスク管理室長 兼 コンプライアンス・リスク管理チーム長
	2023年2月	同 コンプライアンス・オフィサー 兼 コンプライアンス・リスク管理室長 兼 コンプライアンス・リスク管理チーム長
	2024年4月	同 コンプライアンス・オフィサー 兼 コンプライアンス・リスクマネジメント室長
2025年3月	同 執行役員 コンプライアンス・リスクマネジメント担当 コンプライアンス・オフィサー（現任）	

（注1）現任以外の主要略歴の記載に関しては、原則として在籍時の旧称に統一して記載しています。

(注2) 本資産運用会社は、2022年6月1日付でADインベストメント・マネジメント株式会社から伊藤忠リート・マネジメント株式会社に商号変更しています。

(ロ) 外部委員 (2026年4月24日現在)

a. コンプライアンス委員会

氏名	主要略歴、兼任・兼職の状況	
大胡 誠	1986年4月	弁護士登録 柳田野村法律事務所 (現 柳田国際法律事務所) 入所 (現任)
	2002年6月	エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社 非常勤監査役
	2005年8月	本資産運用会社 コンプライアンス委員会外部委員 (現任) (注2)
	2011年4月	丸善CHIホールディングス株式会社 社外監査役
	2013年6月	株式会社ジーテクト 社外取締役
	2015年3月	リリカラ株式会社 社外監査役
	2015年6月	日本化成株式会社 社外取締役
	2016年4月	丸善CHIホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)
	2021年3月	リリカラ株式会社 社外取締役監査等委員
	2022年6月	リテラ・クレア証券株式会社 社外監査役 (現任)

b. 投資委員会

氏名	主要略歴、兼任・兼職の状況	
笹山 高廣	2003年10月	株式会社新宿不動産鑑定 入社
	2005年5月	生駒シービー・リチャードエリス株式会社 入社
	2009年3月	不動産鑑定士登録
	2009年7月	株式会社東京カンテイ 入社
	2021年1月	笹山不動産鑑定開業 (現任)
	2021年4月	本資産運用会社 投資委員会外部委員 (現任) (注2)

(注1) 現任以外の主要略歴の記載に関しては、原則として在籍時の旧称に統一して記載しています。

現任の主要略歴のうち、兼職先の記載に関しては、原則として現在の商号に統一して記載しています。

(注2) 本資産運用会社は、2022年6月1日付でADインベストメント・マネジメント株式会社から伊藤忠リート・マネジメント株式会社に商号変更しています。

(ハ) 利益相反取引に対する資産運用会社の取締役会が果たす役割について

取締役会を構成する取締役の一部は、スポンサーの企業グループ（伊藤忠商事株式会社、伊藤忠都市開発株式会社、伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社等）との兼務者です。そのため本資産運用会社の利害関係者と本投資法人との取引においては公正性と透明性を確保する必要性が高いと考え、自主ルールである「利害関係者との取引規程」を制定し、利害関係者との一定の取引においては、投資委員会への付議に先立ち、コンプライアンス委員会に付議し、コンプライアンス委員会における審議・決議を要すること、投資委員会における審議・決議後、本投資法人の役員会に付議し、本投資法人の役員会における審議・承認に基づく事前同意を要することを規定しています。

3. スポンサー関係者等との取引等

(1) 利害関係人等との取引等

第31期（2025年8月1日～2026年1月31日）における利害関係人等との取引状況等は以下の通りです。

① 利害関係人等との特定資産の取引状況

該当事項はありません。

② 利害関係人等に対する支払手数料等の支払い状況は以下の通りです。

区分	支払手数料等総額 (A) (千円)	利害関係人等との取引内訳		割合 (B) / (A) (%)
		支払先	支払金額 (B) (千円)	
管理業務費	1,666,168	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	1,192,734	71.6
その他賃貸事業費用	171,077	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	126,436	73.9
広告宣伝費	3,095	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	1,285	41.5
その他手数料	139,790	伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	9,382	6.7
		伊藤忠人事総務サービス株式会社	91	0.1

(注1) 形式的・名目的に利害関係人等を経由した取引で、実質上の相手先が第三者であることが明確な場合には、開示対象としていません。

(注2) 投資信託及び投資法人に関する法律第201条第1項及び同法施行令第123条に規定される本投資法人と資産運用委託契約を締結している本資産運用会社の利害関係人等のうち、第31期において取引のあった者は、伊藤忠商事株式会社、伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社及び伊藤忠人事総務サービス株式会社です。

(2) 物件取得者等の状況

提出日の営業期間（2025年8月1日～2026年1月31日）に係る利害関係人等からの物件取得等はありません。

4. その他

(1) 不動産鑑定機関の選定方針及び概要（2026年1月31日現在）

不動産鑑定機関の選定については、社内基準を制定し、以下の①～③の事項を満たす先の中から、納期、信頼性、個別案件ごとの適性等を総合的に勘案し選定しています。なお、鑑定業務の委託における機動性及び委託条件の妥当性を確保すること等を目的として、本投資法人では複数の不動産鑑定機関を利用しています。

- ① 反社会的勢力でないこと
- ② 本資産運用会社の「利害関係者との取引規程」に定める利害関係者に該当しない第三者であること
- ③ 上場J-REIT等における鑑定評価実績を有する等、鑑定評価能力を適切に有していると判断できること

本投資法人が本書の日付現在において利用している不動産鑑定機関は原則継続して任用する予定であり、本投資法人の保有物件における不動産鑑定機関の概要は下記の通りです。

<本投資法人の保有物件における不動産鑑定機関の概要>

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
T-001 レジディア島津山 T-002 レジディア中目黒 T-004 レジディア池尻大橋 T-006 レジディア幡ヶ谷 T-007 レジディア桜上水 T-009 レジディア新宿イーストⅢ T-010 レオパレス宇田川町マンション T-011 レジディア新宿イーストⅡ T-012 レジディア新宿イースト T-030 レジディア大井町Ⅱ T-031 レジディア自由が丘 T-032 レジディア水道橋 T-044 レジディアタワー麻布十番 T-050 レジディア三軒茶屋Ⅱ T-051 レジディア西新宿Ⅱ T-052 レジディア広尾南 T-053 レジディア目白御留山 T-057 パークタワー芝浦パイワード ーバンウイング T-059 レジディア北新宿 T-060 レジディア駒沢 T-065 レジディア笹塚Ⅱ T-066 レジディア目黒Ⅲ	一般財団法人 日本不動産研究所	〒105-8485 東京都港区虎ノ門 一丁目3番1号	284名	上記①～③の事項を満たすほか、鑑定評価業務の受託実績（上場投資法人からの受託実績を含む）が相当数あり、信頼性・客観性も高いと判断し、依頼しました。

T-068	レジディア九段下Ⅱ			
T-069	レジディア大森Ⅱ			
T-071	レジディア中落合			
T-072	レジディア中目黒Ⅱ			
T-078	レジディア南品川			
T-079	チェスターコート御茶ノ水			
T-080	レジディア神田岩本町Ⅱ			
T-081	レジディア品川			
T-082	レジディア代々木Ⅱ			
T-083	レジディア中延Ⅱ			
T-084	レジディア御茶ノ水Ⅱ			
T-085	レジディア三宿			
T-086	レジディア市ヶ谷Ⅱ			
T-087	レジディア市谷砂土原			
T-088	レジディア西小山			
T-089	レジディア南品川Ⅱ			
T-090	レジディア神楽坂Ⅱ			
T-092	レジディア三越前			
T-093	レジディア蒲田			
T-094	レジディア池袋			
T-095	レジディア文京本郷			
T-096	レジディア浅草橋			
T-098	レジディア上野御徒町			
T-099	レジディア文京本郷Ⅱ			
T-100	レジディア両国			
T-101	レジディア日本橋人形町Ⅱ			
T-102	レジディア大森東			
T-103	レジディア錦糸町			
T-105	レジディア新川			
T-107	レジディア新中野			
T-108	レジディア文京湯島Ⅱ			
T-109	レジディア築地			
T-119	レジディア錦糸町Ⅱ			
T-120	レジディア文京音羽			
T-121	レジディア文京千石			
T-122	レジディア文京湯島			

T-123	レジディア池上			
T-124	レジディア日本橋人形町			
T-128	レジディア新御徒町			
T-129	レジディア千鳥町			
T-130	レジディア新川Ⅱ			
T-134	レジディア杉並方南町			
T-135	レジディア新板橋			
T-137	レジディア文京湯島Ⅲ			
T-140	レジディア南千住			
T-141	レジディア荻窪			
T-143	レジディア御茶ノ水			
T-144	レジディア大森			
T-146	レジディア勝どき			
T-150	レジディアタワー上池袋			
T-155	レジディア池袋ウエスト			
T-165	レジディア浅草吾妻橋			
T-166	レジディア大森Ⅲ			
T-167	レジディア日本橋馬喰町Ⅱ			
T-169	レジディア文京本郷Ⅲ			
T-170	レジディア新御徒町Ⅱ			
T-171	レジディア亀戸			
T-172	レジディア高円寺			
T-173	レジディア蒲田Ⅴ			
T-174	レジディア蒲田Ⅳ			
T-175	レジディア池上Ⅱ			
T-176	レジディア笹塚Ⅲ			
T-177	レジディア中野富士見台			
T-178	レジディア文京小石川			
T-179	レジディア神田淡路町			
T-180	レジディア荻窪Ⅲ			
T-181	レジディア世田谷若林			
T-182	レジディア白金高輪Ⅱ			
T-183	レジディア目黒Ⅳ			
T-184	レジディア文京小石川Ⅱ			
T-185	レジディア品川シーサイド			
T-186	シェアブレイス下北沢			

T-187	レジディア御茶ノ水Ⅲ			
T-188	レジディア三軒茶屋Ⅲ			
T-189	レジディア千駄木			
T-190	レジディア文京本郷Ⅳ			
T-191	レジディア板橋			
S-004	レジディア東松戸			
S-005	レジディア新横浜			
S-007	レジディア調布			
S-020	パシフィックロイヤルコートみな とみらい オーシャンタワー			
S-023	カレッジコート田無			
S-029	ココファン日吉			
S-036	東京・スチューデントハウス武蔵 小杉			
S-037	レジディア国立			
S-039	レジディア西船橋			
R-004	レジディア東桜			
R-008	レジディア神戸ポートアイランド			
R-016	レジディア高岳			
R-017	レジディア日比野			
R-034	レジディア大通公園			
R-039	レジディア江戸堀			
R-040	レジディア京町堀			
R-041	レジディア江坂			
R-049	レジディア御所東			
R-050	レジディア洛北			
R-052	レジディアタワー仙台			
R-054	レジディア榴岡			
R-055	レジディア神戸元町			
R-056	レジディア仙台北町			
R-057	レジディア仙台南ノ町			
R-058	レジディア南一条イースト			
R-066	レジディア天神			
R-067	レジディア薬院大通			
R-068	レジディア博多Ⅱ			
R-075	レジディア比治山公園			
R-079	レジディア仙台上杉			
R-083	レジディア博多東			
R-086	レジディア熊本辛島			
R-087	レジディア九大学研都市			
R-088	レジディア九産大前			

<p>T-013 レジディア神田岩本町 T-014 レジディア麻布十番Ⅱ T-015 レジディア恵比寿 T-016 レジディア目黒 T-017 レジディア広尾Ⅱ T-018 ビアネッタ汐留 T-019 レジディア駒沢大学 T-022 レジディア大井町 T-023 レジディア恵比寿Ⅱ T-024 レジディア上落合 T-025 レジディア東品川 T-026 レジディア目黒Ⅱ T-028 レジディア新御茶ノ水 T-038 レジディア六本木檜町公園 T-039 レジディアタワー目黒不動前 T-040 レジディア三軒茶屋 T-041 レジディア神田東 T-043 レジディア恵比寿南 T-045 レジディア渋谷 T-047 レジディア麻布台 T-049 レジディア神田 T-055 レジディア御殿山 T-056 レジディア祐天寺 T-067 レジディア自由が丘Ⅱ T-074 レジディア四谷三丁目 T-091 レジディア大手町北 T-110 レジディア笹塚 T-112 レジディア後樂園 T-114 レジディア王子 T-115 レジディア目白Ⅱ T-116 レジディア月島 T-118 レジディア月島Ⅱ</p>	<p>大和不動産鑑定 株式会社</p>	<p>〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町 一丁目4番1号</p>	<p>134名</p>	<p>上記①～③の事項を満たすほ か、鑑定評価業務の受託実績 (上場投資法人からの受託実績 を含む) が相当数あり、信頼 性・客観性も高いと判断し、依 頼しました。</p>
--	-------------------------	--	-------------	--

T-126	レジディア入谷			
T-127	レジディア日本橋浜町			
T-132	レジディア葛西			
T-133	レジディア日本橋馬喰町			
T-138	レジディア文京本駒込			
T-151	レジディア高島平			
T-152	レジディア志村坂上			
T-153	レジディア志村坂上Ⅱ			
T-154	レジディア志村坂上Ⅲ			
S-012	レジディア国分寺			
S-015	レジディア大倉山			
S-016	レジディア武蔵小杉			
S-017	レジディア船橋Ⅰ・Ⅱ			
S-022	ライフ&シニアハウス港北2			
S-031	レジディア横濱馬車道			
S-033	レジディア船橋Ⅲ			
S-034	レジディア船橋Ⅳ			
S-035	レジディア国立Ⅱ			
S-038	レジディア横濱大通り公園			
R-010	レジディア博多			
R-011	レジディア天神橋			
R-013	KC21 ビル			
R-015	レジディア京都駅前			
R-019	レジディア天神南			
R-020	レジディア博多駅南			
R-021	レジディア久屋大通Ⅱ			
R-024	レジディア南一条			
R-025	レジディア大通西			
R-026	レジディア北三条			
R-027	レジディア白壁東			

R-029 レジディア太秦				
R-030 レジディア泉				
R-031 レジディア円山北五条				
R-032 レジディア徳川				
R-036 レジディア久屋大通				
R-037 レジディア仙台宮町				
R-038 レジディア広瀬通				
R-042 レジディア西新				
R-043 レジディア鶴舞				
R-045 レジディア北二条イースト				
R-046 レジディア心斎橋ウエスト				
R-047 レジディア丸の内				
R-048 レジディア札幌駅前				
R-053 レジディア東桜Ⅱ				
R-059 レジディア新大阪				
R-063 レジディア北二条イーストⅡ				
R-064 レジディア高宮				
R-065 レジディア桑園				
R-069 レジディア警固				
R-072 レジディア千里藤白台				
R-073 レジディア千里万博公園				
R-076 レジディア北二条イーストⅢ				
R-082 レジディア西天満				

<p>T-027 レジディア虎ノ門 T-029 レジディア神楽坂 T-033 レジディアタワー乃木坂 T-035 レジディア西麻布 T-036 レジディア代官山 T-037 レジディア市ヶ谷 T-042 レジディア東麻布 T-046 レジディア中延 T-048 レジディア芝大門Ⅱ T-054 レジディア芝浦 T-058 レジディア上目黒 T-061 レジディア芝浦K A I G A N T-062 レジディア市谷薬王寺 T-063 レジディア用賀 T-064 レジディアタワー中目黒 T-070 レジディア白金高輪 T-073 アルティスコート南青山 T-075 レジディア高輪桂坂 T-076 レジディア恵比寿Ⅲ T-077 レジディア新宿御苑 T-104 レジディア根岸 T-111 レジディア多摩川 T-113 レジディア銀座東 T-117 レジディア蒲田Ⅱ T-125 レジディア文京千石Ⅱ T-136 レジディア木場 T-139 レジディア月島Ⅲ T-142 レジディア門前仲町</p>	<p>JLL森井鑑定 株式会社</p>	<p>〒100-0004 東京都千代田区大手町 一丁目5番1号</p>	<p>64名</p>	<p>上記①～③の事項を満たすほか、鑑定評価業務の受託実績（上場投資法人からの受託実績を含む）が相当数あり、信頼性・客観性も高いと判断し、依頼しました。</p>
---	-------------------------	---	------------	--

T-145 レジディア中村橋				
T-147 レジディア文京音羽Ⅱ				
T-148 レジディア錦糸町Ⅲ				
T-149 レジディア蒲田Ⅲ				
T-156 レジディア大島				
T-157 レジディア町屋				
T-158 レジディア上野池之端				
T-159 レジディア練馬				
T-160 レジディア東日本橋				
T-161 レジディア中野				
T-162 レジディア荻窪Ⅱ				
T-163 レジディア南雪谷				
T-164 レジディア秋葉原				
T-168 レジディア日本橋馬喰町Ⅲ				
T-192 レジディア南砂町				
T-193 レジディア学芸大学				
T-194 レジディア高田馬場				
S-024 レジディア浦安				
S-025 レジディア南行徳				
S-026 レジディア浦安Ⅱ				
S-027 レジディア行徳				
S-028 レジディア川崎				
S-030 レジディア相模原				
S-032 レジディア本厚木				
R-012 レジディア三宮東				
R-035 レジディア谷町				
R-044 レジディア神戸磯上				
R-051 レジディア都島Ⅰ・Ⅱ				
R-060 レジディア岡山駅前				
R-061 レジディア京都岡崎				
R-062 レジディア仙台一番町				

R-070 レジディア白壁 R-077 レジディア新大阪Ⅱ R-078 レジディア榴岡公園 R-080 レジディア城北公園通 R-081 レジディア京都壬生 R-084 レジディア甲東園 R-085 レジディア玉造 R-089 レジディア塚筋本町				
T-003 レジディア世田谷弦巻 T-005 レジディア九段下 S-002 チェスターハウス川口 R-002 レジディア今出川	株式会社 中央不動産鑑定所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 三丁目11番10号	22名	上記①～③の事項を満たすほか、鑑定評価業務の受託実績（上場投資法人からの受託実績を含む）が相当数あり、信頼性・客観性も高いと判断し、依頼しました。
T-034 レジディア赤坂 T-131 レジディア目白 S-019 レジディア吉祥寺 R-074 レジディア札幌駅ノース	株式会社 谷澤総合鑑定所	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 二丁目2番7号	100名	上記①～③の事項を満たすほか、鑑定評価業務の受託実績（上場投資法人からの受託実績を含む）が相当数あり、信頼性・客観性も高いと判断し、依頼しました。

(2) エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針及び概要

エンジニアリング・レポート作成機関の選定については、社内基準を制定し、以下の①～④の事項のうち必要な事項を満たす先の中から、納期、信頼性、個別案件ごとの適性等を総合的に勘案し選定しています。なお、評価業務の委託における機動性及び委託条件の妥当性を確保すること等を目的として、本投資法人では複数のエンジニアリング・レポート作成機関を利用しています。

- ① 反社会的勢力でないこと
- ② 本資産運用会社の「利害関係者との取引規程」に定める利害関係者に該当しない第三者であること
- ③ 上場J-REIT等におけるエンジニアリング・レポート作成実績を有する等、エンジニアリング・レポート作成能力を適切に有していると判断できること
- ④ 当該対象物件の設計・施工会社、建築確認検査機関等でないこと

<第31期（2025年8月1日～2026年1月31日）に取得した物件のエンジニアリング・レポート作成機関の概要>

(イ) 建物状況調査報告書 (ロ) 地震リスク診断報告書 (ハ) 土壌汚染調査

物件名称	エンジニアリング・レポート作成機関の概要			
	名称	住所	事業内容	選定理由
S-039 レジディア西船橋 T-193 レジディア学芸大学 T-194 レジディア高田馬場 R-089 レジディア堺筋本町	東京海上ディー アール株式会社	〒100-0004 東京都千代田区大手町一 丁目5番1号	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全・防災・衛生・環境・製品安全・情報管理等に関する調査、研究、情報提供、診断、コンサルティング、セミナー開催、出版、及び研修業務 2. 企業等が行う安全・防災・衛生・環境・製品安全・情報管理等に関する業務や事務の受託 3. 建築工事・土木工事・設備工事、土壌汚染除去工事等の設計、施工、及び監理 4. マーケット情報の収集・分析、リスク測定、企業価値の算定業務等のデュー・デリジェンス業務 等 	上記①～④の事項を満たすほか、当該業務の調査受託実績（上場投資法人からの受託実績を含む）が相当数あり、信頼性・客観性も高いと判断し、依頼しました。

(3) その他利益相反の可能性のある取引
該当事項はありません。

(4) IRに関する活動状況

<情報開示>

本投資法人は透明性確保の観点から、法定開示、東京証券取引所の適時開示等に加えて、有用と判断された投資情報を本投資法人のウェブサイトを通じて積極的に開示しています。

<活動方針>

本投資法人のビジョン・戦略・運用状況等を適切且つ詳細に訴求していくことにより、投資家の理解を深めていくことが本投資法人の優位性及び認知度向上につながると考え、以下の活動方針の下、積極的なIR活動を展開しています。

- ・ 既存投資家に対するIR強化
- ・ 新規投資家（海外投資家含む）の開拓
- ・ 一般個人投資家に向けた広報活動の強化
- ・ 投資家に訴求しうる分かり易い情報開示（訴求相手により説明内容や構成を変更）
- ・ ウェブサイト等の媒体を活用した関連情報の開示

<投資法人の情報開示に係る本資産運用会社の体制>

本資産運用会社は、本投資法人及び本資産運用会社に関する重要な情報について、当該情報が決定又は発生した場合の情報開示に関する事項を定め、これらの情報を適時、適切に投資家に開示することを目的として、開示規程を定めています。開示内容については、必要に応じて弁護士又は監査法人等に意見を求めた上で、当該規程に定められた手続きに基づき、開示基本要件充足の検証を経て、開示いたします。

<具体的なIR活動>

① 機関投資家・アナリスト向け

毎期決算発表後、機関投資家及びアナリスト向け決算説明会を開催し、決算内容・運用状況等の説明及び質疑応答を行っています。

なお、機関投資家及びアナリストと個別ミーティングも、決算発表日より適宜実施しており、証券会社等が主催するIRイベント（カンファレンス・プロパティーツアー等）にも積極的に参加しています。

② 個人投資家向け

運用状況報告会を開催し、個人投資家に直接説明する機会を設けています。

また、第三者機関主催のフェア・セミナーに参加することで、個人投資家層の拡大にも努めています。

当説明会でお伝えする決算概要や運用状況等をまとめた冊子を資産運用報告と共に郵送し、ウェブサイトにも掲載しています。

③ マスコミ取材対応

新聞各社、経済・業界関連雑誌、「会社四季報」等からの問い合わせや取材申込に対応し、広く本投資法人に対する理解を深めて頂くように努めています。

④ ウェブサイトを活用した情報提供

本投資法人はウェブサイト (<https://www.adr-reit.com/>) を投資家の皆様への有効かつ重要なIRツールと位置づけ、法定開示書類、プレスリリース、決算情報、サステナビリティ・ESGに関する取り組み、保有物件情報といったさまざまな情報・データについて適時性を重視した情報更新を行い、掲載しています。

また、投資家が本投資法人の情報を取得・加工できるように、保有物件の各種データ（物件概要、収益状況、帳簿価額、鑑定評価、稼働率）をエクセル形式にて提供し、投資家にとって必要な情報がより入手しやすく、見やすいデザインに努めています。

なお、英語版ウェブサイト上においても、それら情報・データのほぼ全てを英訳し、開示しています。

⑤ IRスケジュール

本投資法人は、決算にかかるIR活動を以下のスケジュールで行う予定です。

- ・決算月 : 1月、7月
- ・決算発表（決算短信） : 3月、9月
- ・決算説明会 : 3月、9月
- ・資産運用報告発送 : 4月、10月

(5) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

① 経営管理体制

(イ) 本資産運用会社は、「コンプライアンス規程」において、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めるとともに、本資産運用会社ウェブサイトで公表し、反社会的勢力排除の姿勢を社内外に宣言しています。

(ロ) 「反社勢力対応基準」及び「コンプライアンス・マニュアル」において、反社会的勢力に対する具体的な対応方法等を定め、対応ルールを明確化しています。

② 対応体制

(イ) 対応組織体制

本資産運用会社においては、コンプライアンス・リスクマネジメント室が、統括責任者であるコンプライアンス・オフィサー及び事務局であるサステナビリティ推進部と連携し、反社会的勢力への対応体制全般を統括する役割を担うとともに、リスク管理の一環として、反社会的勢力排除に取り組んでいます。

(ロ) 組織内連絡体制

コンプライアンス・オフィサーの判断に基づき、必要な場合はコンプライアンス委員会の開催、取締役会への報告を行います。

(ハ) 外部専門機関の活用

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携して対応する旨のルールを定めています。

(ニ) 関連情報収集体制

外部情報の収集・蓄積・活用に努めています。

③ 研修等の体制

本資産運用会社は、次の事項を適宜実施することにより、反社会的勢力対応に関する役職員の知識・マインド向上を図っています。

(イ) 社内研修

(ロ) グループウェア等による必要な情報の組織内への周知

以 上